

研究ノート

フランス後進地域における「農業革命」 についての1つの覚え書き

——マイエンヌ県の場合——

小林 瞭 史

マルク・ブロックはそのフランス農業史研究においていわゆる「農業革命」(*révolution agricole*)なる概念を定義・明確化して、共同体的諸権利の漸次的な衰退と技術革新ということをその2つの支柱としている⁽¹⁾。これら2つの契機は「牧草栽培の実現を軸として表裏一体をなす」ものである⁽²⁾。なぜなら、共同体的諸権利の消滅において中心課題となる耕地共同放牧 (*vaine pâture collective*) の廃止と、技術革新の中心課題である休耕地 (*jachère*) を廃して旧来の三圃制に代る新農法(改良穀草式・多角的輪作)の推進という「耕作革命」がなされるためのこれらの主たる条件が栽培牧草の耕作によって一挙に解決されるからである。もしそうであるとすれば、当該地域における耕作様式の従来のそれからの脱脚の度合いのいかんということがそこでの「農業革命」の進展をはかる有力な指標となりうるというてよいであろう。

そこで以下小稿では、わが国においていまだ研究のたち遅れているいわゆる後進地域、ここではとくにマイエンヌ県を例にとりて、一般に地味のやせた地方における農業改良にとって決定的な役割を果たした、といわれる石灰撒布の一般化と耕作様式との関連を念頭におきながら、そこでの「農業革命」の進展のありかたを筆者なりに考えてみたいと思う。

* * *

まず、「農業革命」の進行をはかるひとつの指標である耕作様式の変革がどのようにしてもたらされたかをみてみよう。

すでにアンジャン・レヂーム末期に、このマイエンヌ県でも主として重農主

義者や「農業協会」(*La Société d'Agriculture*) などによって穀物生産の増大がはかられた。しかしながら、彼らが主としてその手段としたものは、広大な面積を占める荒蕪地や森林の開墾、および沼沢地の干拓などによる耕地面積の拡大ということではなかった⁽³⁾。

ところが、革命を経た1810年代になると、地味改良に有効であることは早くから知られてはいたが高価なため従来実用には適さなかった石灰が安価に生産されるようになり、その農業への使用が一応可能となった⁽⁴⁾。その結果、それまでほとんど不毛とも思われた土地にも小麦の作付が見込めるようになった。すなわち、1813年頃に同県南部の Craon 地区で農業への実用化の最初の例がみられ、1825年頃からそれがしだいに普及のきざしを見せ始める⁽⁵⁾。しかしながら、こうしたことが地味の改良に大きく資したとはいえ、1830年代までは休閑期間の短縮がわずかに見られたにとどまり、こと耕作様式に関する限り、アンシャン・レヂーム下のそれと本質的に何ら異なるところはなかった、といえる⁽⁶⁾。

ところが、この石灰の撒布が一般的な普及をみるに至ったといわれる1840年代⁽⁷⁾になると事情はいささか異なってくる。すなわち、ほぼこの時期になると、石灰の大量投入によって土地の生産力は飛躍的に高まり、同時代人の指摘によると、たとえば県南部では1846年には、撒布前に比して生産性が4倍にも高まった、という⁽⁸⁾。こうした地味の大幅な改善は土地を長期にわたって休ませる必要をなくした。つまり、小麦の連作こそそのぞめないが、以前なら休閑地となるべきところに、家畜の数を大きく増加させるための牧草を栽培することを、換言すればまさに耕作様式の変革をそれは可能にしたのである⁽⁹⁾。

このことはわれわれにとってきわめて重要である。それはわれわれにとって「農業革命」なる概念の支柱の1つであったからである。

では、こうした耕作様式の変化の具体的事例が実際に検証されるだろうか。この関連で興味深いのは *Ministère de L'Agriculture, du Commerce et des travaux publics* の手でなされた1866年の農業調査 (*Enquête agricole*) である。これは当時のフランスの農業事情についてかなり多方面にわたってなされ

たアンケートである。

マイエンヌ県についての報告者はいう。

「一般的に行なわれている輪作様式がどのようなものであるか、ということ
を明らかにすることはきわめて困難である。(というのは) 小作契約とそれ
を集成したものによって地方の慣習が齟齬されると思われるのだが(実際は)
各人は自分勝手に輪作様式を変更しているからである。ただし、もっと
も一般的とみなされうるそれは以下のごとくである。」

1年目、 小麦。

2年目、 1年生の刈り取り用飼料作物、およびときには直播きの菜種。

3年目、 大麦あるいは、からす麦。

4年目、 刈り取り用もしくは放牧用のうまごやし (*Trèfle*) とレイグラス
(*Ray-Grass*)

5年目、 小麦⁽¹⁰⁾。

このように、遅くとも1866年の段階で旧来の三圃制にかわる新たな耕作様式
が一般化していた。これは6年目には小麦と小麦がつづけて作付され連作にな
り、地味の回復が不十分になるという点でいまだ問題を残してはいるが、少
なくともこれまでの形式と比較すれば牧草栽培をなかにはさんだ効率のよい五圃
制で、これによって家畜の畜舎飼いが可能となり、旧来の伝統的な農業のも
とのいわゆる「飼料不足と肥料不足の悪循環」が断ち切れ、このことが農業
生産力のさらなる向上に資したことは想像に難くない⁽¹¹⁾。(もっとも、これら
のことは同県北部についてはそのままはあてはまらないのだが)

では、こうした改良を先駆的かつ積極的に行なった主体は誰であったか。ま
た、それを可能にした諸条件は何であったか。

前者についていえば、結論を先どりすることになるが、それは地主であ
った⁽¹²⁾。彼らの大部分はここでは亜麻布の卸売業者ないし製造業者であったが、
19世紀初頭以降、当の亜麻布製造業は没落の一途をたどり、それにかわって新
たに興ってきた綿工業も彼らの投資欲を十分に満たすにはたりなかった⁽¹³⁾。
こうした事情は、従来そうした商工業面に資金を多く投下してきた地主をして

土地に目を向けさせるに至ったことは、おもむくところ必然の結果であったといつてよい。それに加えて、ソブールもいような交通手段の発達などの、農業の変革のための他の諸条件⁽¹⁴⁾がここマイエンヌ県でも整いつつあった。こうして、先進地域が「農業革命」を完了したといわれる1840年代からマイエンヌ県では「農業革命」が進行していったとみることができる。

ところで、先進地域と異なって何故この地域では *fermier* がその主体のひとりたり得なかったのか。このことにも一応ふれておこう。簡単にいうと、主としてそれはこうである。すなわち、彼らの経営はきわめて零細であり、改良のための資金をみずから都合できるどころか彼らは農業からの収入だけでは小作料の支払いにもことかき、不足分を副業に頼らざるを得ないといった状態にあったのである⁽¹⁵⁾。さらに、小作人が資金を借りようにもその融資条件が彼らにとってかなり厳しかったことと、そのうえに小作契約期間の短さなどが加わり、これらの諸条件が彼らの改良意欲を減少させたといえよう⁽¹⁶⁾。

以上われわれはマイエンヌ県では農業改良はもっぱら地主の資本によって遂行されたことを指摘した。では、彼らの投資の相手は誰であったか。

周知のごとく、後進地域では一般にいわれる分益小作制が先進地域に比して比較的比重が大きく、しかも19世紀以降も相当に長期にわたって残存した。後進地域の一つであるここマイエンヌ県についてみると、たとえば、1855年に公刊された“*Statistique de la France*”に収録されている1851年の人口統計では、農業人口に占めるその割合は約17%となっており、これは先進地域のそれに比してかなり高いといえる。ちなみに後者での割合は多くともせいぜい3%ぐらいである⁽¹⁷⁾。先進地域に比してこのようにかなりの比重を占める分益小作制がそこでの農業改良と何らかのかわりをもたないということはないだろう。それどころか *Suret-Canale* をみれば、マイエンヌ県では農業改良は県北部（ここでは分益小作制は例外的存在とされている。）を除いた地区、すなわち分益小作制の支配的な中・南部において始まり、そこで広汎な進展をみたことがわかる⁽¹⁸⁾。このことはすなわち地主が改良資金をもっぱら分益小作経営に投下したことを意味すると考えてさしつかえない。その理由は簡単である。

それは、地主の取り分が収益の1/2という高率でしかも現物で得ることができたからである。この間の事情は、世紀中葉以降の例ではあるが、同時代の分益小作制の擁護者 *Le Breton* の示すそれ、つまり、地主が定額小作契約更新にあたって貨幣地代をあげようとした際、小作農はその地代ひき上げをうけ容れることを好まず、自ら分益小作農になることを申し出たところ、地主はこれに喜んで承諾を与えたという例——もちろんこれには誇張もあろうが——からもある程度はうかがえる⁽¹⁹⁾。

こうした事情とならんで、さきにもみたごとく、マイエンヌ県の地主はその大部分が商人の出身であり、したがって事業家的なセンス (*le sens des affaires*) を有していた⁽²⁰⁾。いまみたような分益小作制の広汎な存在はこのような地主をして単なる地代取得者 (*rentier*) にとどまらせることなく、彼らの“*Capitaliste*”的な資質を存分に発揮させる恰好の場を提供した。彼らの企業家的な精神は彼らをしてその遊休資本を「石灰撒布の革命」(*Révolution du Chaulage*)⁽²¹⁾へ向かわしめたのであった。

* * *

以上マイエンヌ県における「農業革命」は主として地主の資金とヘゲモニーにおいてなされたことを示唆したが、それを可能ならしめた分益小作制のこの県でのありかたが次の課題である。

- (1) M. ブロック、『フランス農村史の基本性格』、河野健二、飯沼二郎訳、昭和34年、pp.284—295。
- (2) 遅塚忠躬、「十九世紀前半におけるフランスの農業と土地所有」、高橋幸八郎編、『産業革命の研究』所収、昭和40年、pp.356—357。
- (3) *Société d'Agriculture* による農業生産量の増大を目指す試みについては、*H. Sée*, “La mise en valeur des terres incultes à la fin de l'Ancien Régime”, *Revue d'histoire économique*, 1914, id. *Histoire économique de la France*, 2^e éd, Paris, 1951. *André Bouton, Le Maine, histoire économique et sociale du XIX^e siècle, Mayenne*, 1974. を参照。アンシャン・レヂーム期のそうした運動はもっぱら農業の実践的経験をもたない者あるいは農業理論家にすぎないものによって主唱されたにとどまり、「農業協会」のなかでももっとも早く設立され、マイエンヌ県 (= *Bas-Maine*) も対象としていた「*Tours* 農業協

フランス後進地域における「農業革命」についての1つの覚え書き

会」も設立後わずか10~20年でその活動は沈退してしまう。こうした開墾などの運動の限界については柴田三千雄、『フランス絶対王政論』, 1960年, 第三章を参照。

- (4) 石灰撒布の進展については, *R. Musset, Le Bas-Maine, Paris, 1917, pp. 328—332.* 1809年にマイエヌ県に隣接する *Auvers-le-Hamon* (サルト県) で無煙炭が採掘されるようになるまでは石灰の精製は主として木炭でなされていたためコストが高くついた。ちなみに無煙炭の採掘量はその後次のように増加し, それとともに安価な石灰が大量に生産されるようになった。1828—38年 (平均) 190,000 hl, 1831—1832年 (平均) 239,000 hl, 1833年, 350,000 hl, 1849年, 725,000 hl, 1856年, 821,000 hl, 1862年, 928,050 hl, *R. Musset, op. cit, p. 402.*
- (5) *R. Musset, op. cit. pp. 329—330.*
石灰の生産量, 1816年, 69,000^m, 1859年, 293,000^m, 1866年, 350,000^m
A. Morin, l'Agriculture dans la Mayenne, Mayenne, 1903, p. 64.
- (6) *H. Sée, Histoire économique de la France (1789—1914), Paris, 1951, p. 122.*
- (7) *R. Musset, op. cit, p. 330.*
- (8) *cité, J. Suret-Canale, “L'État Économique et social de la Mayenne au milieu du XIX^e siècle”. Revue d'histoire économique et sociale, t. 36, 1958, p. 303.*
- (9) 耕地面積に占める休閑地の割合が1840年の48%から52年には一挙に19.9%へと激減することからも, また小麦作付面積の増大などからもうかがえる。*A. Bouton, op. cit, p. 101*などを参照。
- (10) *Enquête agricole de 1866, 2e série, Enquêtes départementales, 2e circonscription, Paris, 1867. p. 509.*
世紀後半には地区によっては次のような形態も実施されている。
1年目, 小麦
2年目, 大麦もしくは, からす麦
3年目, うまごやし
A. Morin, op. cit, p. 104. 本文に示した輪作でもいまだ完全に合理的なものではないことについては, *A. Morin, loc. cit.*
- (11) 1ha当りの小麦の収穫高は県の平均でも1815年以降大幅に上昇することは *A. Morin, op. cit, p. 107,* また, マイエヌ県は世紀中葉以降, 穀物の移出県に転じた。少なくとも1848年以降は供給が県内の需要を上回っている。*Enquête agricole de 1866, op. cit, pp. 133. 133—134.*
- (12) *Suret-Canale, op. cit, pp. 301—302.*

- (13) この県の亜麻布工業や毛織物 (*étamine*) 工業の衰退はすでにフランス革命前夜にそのさざしをみせていた。それはいわゆる輸出型都市工業であったためである。このようすと原因については *Fr. Dornic, L'industrie textile dans le Maine et ses débouchés internationaux (1650—1815), Le Mans, 1955*. 19世紀前半のその状況については *R. Musset, op. cit, pp. 416—417*. また、外国産の亜麻布工業の進出もこの地方のそれに打撃を与えた。イギリス産亜麻布、亜麻糸のフランス市場への進出については、*M. Estancelin, fils et tissus de lin et chanvre d'Angleterre, Paris, 1842*. とくに pp. 58—59. を参照。
- (14) A. ソブール、飯沼二郎、坂本慶一訳、『資本主義と農村共同体』、1956、pp. 32—33. *A. Bouton, op. cit, p. 251*. 他の諸県にみられたと同様にマイエヌ県でもたとえば、*Bouton* によれば、七月革命後、ついでナポレオンのクーデター後、田舎に隠退した正統王朝派の貴族による所領の改良投資がこの時期の農業改良に大きな影響を与えた、といわれる。*A. Bouton, op. cit, p. 245*. だが一般の農民へのその影響力については疑問であろう。なぜなら、これら金持ちの大地主は資金に糸目をつけずに一種の趣味として農業改良を行なう場合があったからである。
- (15) 県北部では小規模な *fermier* や小土地所有者の占める割合が高く、たとえば人口全体に対する土地所有者の比率ではマイエヌ県三郡で以下のごとくであった。
- | | |
|-------------------------|-------|
| Mayenne 郡 (県北部) | 23.8% |
| Château-Gontier 郡 (県南部) | 16.3% |
| Laval 郡 (県中部) | 14.3% |
- いずれも1850年について。 *Enquête agricole, op. cit, p. 144*. また土地所有者1人当りの所有規模では *Mayenne* 郡、5.32ha、*Ch-Gontier* 郡、9.91ha、*Laval* 郡、9.72ha となっている。詳しくは *A. Morin, op. cit, p. 93*. さらに *Suret-Canale* によると平均経営面積が中・南部地区では15~25haであるのに対し、北部地区では10haであった。 *Suret-Canale, op. cit, p. 305*.
- (16) アンケート調査の第17質問項目に対する回答によると、*fermage* 契約では *fermier* は必要な資金を (銀行や地主にではなく) 隣人や友人に頼らざるを得ず、資金を手に入れることがきわめて困難であったことがわかる。また、マイエヌ県には他県にみられるほどの暴利をむさぼる高利貸はいないものの彼らに対する融資の際の利子は9~10%に達し、この点でも彼らが資金を充分手に入れることに困難があったといわれている。 *Enquête agricole, p. 378, p. 504*. ついで同じ66年の農業調査では借地契約はもっぱら6~9年であったといわれ、少し長期になったとはいえ、これでもたとえば6年であれば一度の輪作 (*one rotation*) で契約が切れ、*fermier* は契約期間内に自ら投下した資本を充分回収することは

フランス後進地域における「農業革命」についての1つの覚え書き

きわめて困難であろう。*Enquête agricole, op.cit.*, p.378, pp.503~504.

- (17) 本文の比率は分益小作農、土地をもつ分益小作農、他の仕事を兼ねる分益小作農の男女の合計をあわせた比率である。*Statistique de la France, Paris, 1855, pp.145—145* から算出。この17%という割合はフランス全体(87県)で8番目の高さになる。ところで、この比率を求める場合に従来しばしば用いられてきたいわゆる「*métairie*」の数はマイエヌ県やサルト県では基準にはならない。19世紀ではこのとばのもつ意味はそれよりかなり以前とは異なってしまっているからである。詳しくは、*P.Bois, Paysans de l'Ouest, Le Mans, 1960, pp. 431—433* を参照。
- (18) *Suret-Canale, op.cit.*, pp.431—433.
- (19) 19世紀後半に出版された分益小作制に関するいくつかの研究書のうち多くは分益小作制度の存続を望む地主側の立場を代弁するものといえよう。ここではそれらのうち *P.Le Breton, Etude sur le métayage dans la Mayenne, Paris, 1881* と *Gaston, Le Marie, Le Métayage dans l'arrondissement de Laval, 1909* をあげておこう。したがって、それらのあげる個別事例をそのまま一般的なものであったらうけるとは慎まねばならないだろう。
- (20) *Suret-Canale, op.cit.*, p.302.
- (21) *ibid.*

(筆者の住所：昭島市朝日町4-22-14 きさき荘203)